

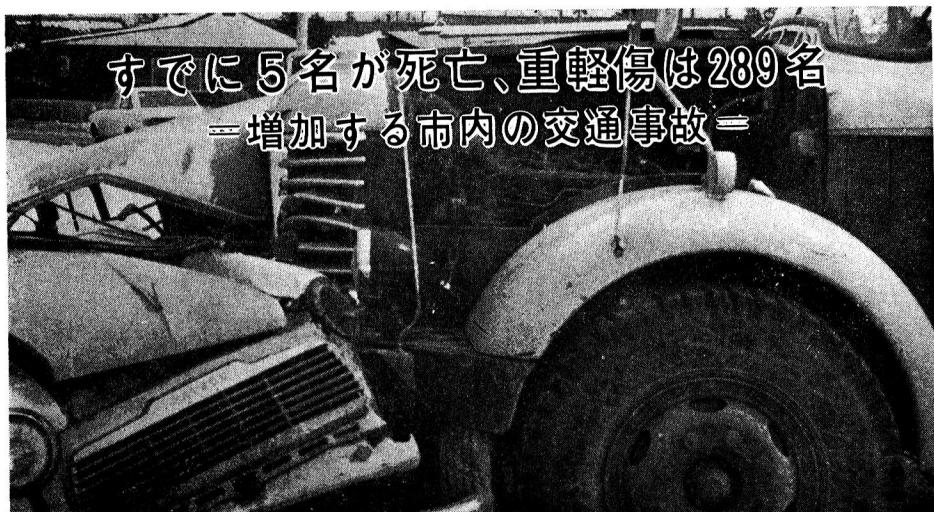


### おもな内容

- 2 頁……増加する市内の交通事故
- 4 // ……一般会計補正予算第2号
- 5 // ……まちの話題  
消費者コーナー
- 6 // ……国 の 児 童 手 当
- 7 // ……市の木、市の花の答申
- 8 // ……秋 の 文 化 祭

### 楽しかった奥武藏への市民ハイキング

ともに手をとり、澄みきった秋の大気を胸いっぱい吸おうと9月26日、教育委員会の主催により市民ハイキングが行なわれましたが、お母さんに連れられた幼児から60歳の方まで45名が参加しました。コースは、うっそうとした杉木立のトンネル、スリル万点の岩場の下り坂、岩をかむ清流と滝など、変化に富んだ奥武藏の日和田山～物見山～宿谷の滝～兼北湖～毛岳の13キロのコースで、みんな最後まで元気に歩きました。



# すでに5名が死亡、重軽傷は289名 —増加する市内の交通事故—

お父さんを  
返して！

「お父さんは、ぼくが二歳のときオートバイに乗っていましたが、トラックとぶつかり死にました。ぼくはお父さんをよく知りませんが、一度だけもいいからえつて来てほしい。」

「夜中まで内職をやるので、むりがたたって病気がちになる。しかし、内職をやめては生きられない」これは交通事故で一家の大黒柱を失った交通遺族のことなど母親の声ですが、交通事故は一向に減少せず、しあわせだった家族を一瞬のうちに不幸のどん底におとし入れています。そして、きょうも、全国のどこかで、必ずこのようない悲劇がくりかえされておりま

## ふえる老人と

### こともの死者

昨年の全国の交通事故死傷者は九十九万七千人を記録し、史上最悪の状態となりましたが、これは三十一・六秒に一人が交通事故で死んだり、けがをしたことになります。

今年になってやや減少しておりますが、それでも八月二十一日現在で死者はついに一万人をこえます。これは昨年よりも五日おそ

いとはいえ、相変わらずのハイペースです。しかも、こともの事故の七割をしめるといわれる未就学児と、六十歳以上の老人の死亡事故は、前年よりも増加しており、これらの秋の行楽シーズンを考えると、昨年の死者一万六千二百五十七人を突破しないとは、だれも保証できません。東京都の場合でも傾向は全く同様で、九月二十一日現在でこそ七七五件が発生しています。

原因は、幼児は一人歩き、ほとんど車のカゲからの飛び出しや自転車に乗っていての事故が多く、老人は歩行中で、しかもそのうちの七六%は、老人に過失があったとの結果がでています。

また、負傷者は、五万三千八百八十九人ですが、の中には死亡をまぬがれたものの、強度のむちうち症や頭部の打撲などで寝たきりになってしまった人の考え方を考へると、交通事故のものなら、悲惨さは、その家族の精神的、金銭的負担もあわせて、ことばではあらわせない悲しみをもたらしているということがいえます。

## 市内の事故

さて、市内の事故も、九月二十

## ふえた裏通りの事故

今年の市内の交通事故の特徴は裏通りで激増していることです。

特に幼児の飛び出しと、車対車の衝突がふえています。

ドライバーの原因別では、「安全運転業務の違反」「車間距離不保持」「一時停止違反」が主なものですが、福生警察署では、この安全運転業務の違反と、一時停止を怠るために、狭い裏通りで、ふいに飛び出すことなどをねたり、しまる交差点で車どうしの出合いがしら

の衝突がふえたことを指摘しています。

この「もの、とび出し」は、ことの事故の最大の原因ですが、お母さんはこの点について十分注意していただきたいところで

す。

また、もう一つの特徴として、国道、都道をはじめとする主要道路の事故があげられます。これは国道16号に最も多く発生しているが、市内の車が市内にかかる事例と車と車の事故ですが、このほとんどどの原因は、スピード違

反です。これは都心での交通渋滞のとりもどしをしようと、ドライバーが心のせりから、スピードを出しそぎるためで、きわめて、危険となっています。

悲しいことに、七月八日には、第三小の児童が、自転車で横断歩道を横断中、タンクローリーにひかれ死亡するという事故がおきましたが、交通事故では、歩行者も運転者も細心の注意をはらってください。

福生警察署交通係でも「ドライバーのミスです」と語っていますが、こうした安易な運転により大切な生命が奪われ、傷つけられるのが、運転者のみなさんは、もう一度ドライバーとしての責任を、かみしめてみる必要があるのではないか。

この交通災害共済制度は、恐ろしい交通事故によって、けがをしたり、不幸にも死亡したような場合、みんなで前もってかけ金をしまして、お互いに助けあう制度です。事故がおきた場合、被災者の救済は自動車賠償法により、救済措置で保障されるしくみになっていますが、損害賠償額の話し合いや長びき、短期間に解決しない場合が多く、その間の入院費や生活費は家族にとって、大きな負担となってしまいます。この点、この救済制度は、手続きから二週間以内に必ず支給され、被害を受けた人たちのために役立っています。

**加入しましたか**

**わずかなかけ金で万一にそなえる**

**年額 大人 300円、小人 250円で最高50万円の保障**

**手続**きは簡単

死亡の場合	50万円
金治1年以上	15万円
金治6ヶ月以上	10万円
金治3ヶ月以上	5万円
金治1ヶ月以上	2万円
全治1週間以上	5千円
全治1週間未満	2千円

### 見舞金

況は、全人口の42%ですが、今年の市内の交通事故者は二九八人、しかし、給付をうけた人は五〇人にすぎません。

このことは、未加入者にかに事故が多い

人が五〇人にすぎません。このことは、未加入者にかに事故が多い

人が五〇人にすぎません。

このことは、未加入者にかに事故が多い



整備される南公園

# 南公園整備費や福祉費など 三億一一八万円を追加

## 一般会計補正予算第2号

昭和四十六年度第三回市議会定例会が九月三十日から開催されました。一般会計に三億二一八万円が追加されましたので、主な内容をお知らせします。

年度のはじめに財政計画をたてることで当初予算がありますが、その後の変化やまた必要とする支出もてきて、はじめの計画だけではやりくりできませんので財政計画の補正をおこないます。これが補正予算と呼んでいます。今日は今年度二回目のものです。

歳入の主なものは、地方交付税 清掃費配分金として一五〇〇万円 収益事業費として一二〇〇万円、 印刷代 三四万円 交通安全部門に 三三万円 市内幼稚園児補助金 一二〇万円 庁舎改修に 二八〇万円 広報、市のお知らせ 二八〇万円 市内幼稚園児補助金 一二〇万円 業務委託料 二八〇万円 福生市社会福祉協議会 二八〇万円 学童保育に 七七万円 身体障害者福祉に 四二万円 老人福祉に 一八四万円 福祉会館管理に 一五七万円 民間保育園補助金 三六万円 私立保育児童委託料 二九五万円 児童福祉施設費 一八〇万円 生活扶助に 三六〇万円 一六五万円 廉介処理に 一六五万円 私道整備費補助金 三〇万円 下の川瀬せつ工事委託料 一四五万円 道路新設改良費 二九五七万円 交通安全部門に 二九五七万円

10月1日から

## 火葬費等の助成金を

火葬費等の負担を軽減するためが制定され、十月一日から火葬場の使用料や靈柩車の運送費を市が助成することになりました。

### 一、助成の対象

福生市に住民登録されている方が死んだとき、または四ヶ月以上の死児を出産したとき。

死亡届または死産届を市民課口に提出し、申請により助成金を交付します。

### 五、つぎのよなときに助成します。

(助成金は、前記三により算定した方法による。)

- (1) 狞山火葬場を利用しないときは四ヶ月以上の死児を出産したとき。
- (2) 狞山火葬場の靈柩車を使用しないとき、または靈柩車以外の車を利用したとき。

### 六、その他の注意

つぎのよなときは、市民課窓口に死体(胎)埋火葬許可書の写を提出してください。

昭和46年10月1日以後死亡した他の区市町村へ死亡死産の届出をし、この条例に該当する方。

みんなのしあわせに  
役立つ赤い羽根共同募金

三市町都市下水路組合 負担金 一〇二万円 南公園整備工事 一三七〇万円 中央幹線排水工事 八一〇万円 福生地区消防組合負担金 三九三万円 学校施設改良工事 八八〇万円 福生第六小学校放送設備 及び体育館備品 一六〇万円 福生第三小学校増築に 三九万円 消防緊急放送設備工事 九六一万円 消防緊急放送設備工事 三二〇万円 福生地区消防組合負担金 六〇〇万円 羽根共同募金運動は、終戦直後立ち直らせ、発展させるために昭和二十二年から発足した民間運動です。今年で二十五回ですが、昭和四十五年度までの募金額の累計は約五〇〇億円にのぼり、この財源によって多くの民間社会福祉施設の整備や恵まれない人々の援護など地域の社会福祉の向上に役立っています。

募金の目標額は、都道府県を単位として、各県の共同募金会が樹立した配分計画にもとづいてきめていますが、福生市の場合は、毎年みなさんの温いご協力により、目標をはるかに上回る好成績をおさめています。

昨年の福生市の募金額は一〇九万八二五三円、東京都全体では、三億二八五五万二〇〇七円ですが、この金額は社会福祉の総合計画や災害時の緊急援護に必要に応じて配分されるほか、都内の三二万の薄幸な人たちや、〇〇一の社会福祉施設に配分されました。

福生市の場合は、保育園関係に一九万二〇〇円またその他の福祉事業に一九万六七七八円が配分されました。

まちの話題・まちの話題・まちの話題・まちの話題・まちの話題・まちの話題

の夕べ  
"がんたん

今年は

永田橋  
べり



“鳴く虫の王と呼ばれる  
‘かんたん’が今年は、福  
生市福生永田橋べりに多く  
発生していることがわかり

「一紀の多摩」・武蔵野の川季など二本の映画を鑑賞、まことに俳句会も行ない、秋の夜の自然の美しさをあじわいました。

責任者である中野さんは、「かんたんぽ」というと高尾山か御岳山しかいないようと思われて、今まで

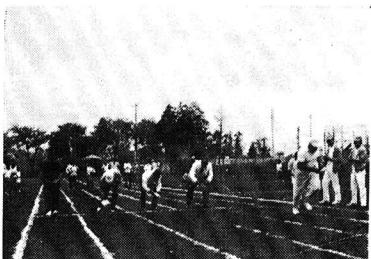
夕べを開きました。

ですが、それ以上に珍重され、新しい声の持主である「かんたんくわんぱく」を市民のみなさんにもつと知つてもらおうとの会を開きました。これからも毎年ひらきたいと田辺区を発見したものです。

当日は 小雨朝の天気  
にもかかわらず、遠くは立  
川、小平、五日市、青梅か  
・ 戻り来て尚かなたんの耳にあり  
・ 邯鄲や夜目にも葛の蔓そよぐ  
(以上俳句会の秀作から)

## 熊牛町会で

九月二十六日、熊牛町会では、  
楽しい運動会を第一中学校々庭で  
おこないました。



三、セルロイドなど引火性の材料は使用禁止  
四、シンナー、カドミウム、鉛など有害物質が溶け出さないこと  
五、着せかえ入形などに針、虫ビンは使用禁止  
これらの基準に合格したおもちゃ

内容は、つぎのとおりです。  
一、板金やプラスチックのとがった切り口が手の触れやすいところに出でてはいけない。  
二、指が巻き込まれるようなぜんまいや車輪は使用しない。

てこの基準ができました。この基準は、「子供がどんな使い方をしても安全なおもちゃだけを市販する」という趣旨のもとに、日本玩具協会の安全管理委員会で検討されていましたのです。

福生生活学校が  
2校に

家庭生活の中での物価や有害食晶など、身近な問題を研究しようと、木村貞子さんほか五〇名の会員による生活学校が新しく誕生しました。十月十六日、開校式をおこないました。これで、昭和四十四年から活躍している現在の生活学校と合わせて二校になったわけです。

会員のみなさんも「かしこい消費者になるためにとにかく身近な問題からはじめたいと思います」と、抱負を語っていますが、今後の活躍が期待されます。

なお、東京都中央卸売市場に十  
月一日から消費者コーナーが開設  
されています。生鮮料品の流通  
価格のお知らせ、ご意見、苦情相  
談、また、あっせん販売もしてお  
りますのでご利用ください。

やには、S.T.(セフティ・トイ)マークがつけられます。このマークがつけられたおもちゃは、安全性、衛生面に配慮があり、消費者が安心して買うことができる目安となります。

なお、東京都中央卸売市場に十  
月一日から消費者コーナーが開設  
されています。生鮮食料品の流通  
価格のお知らせ、ご意見、苦情相  
談、また、あっせん販売もしてお  
りますのでご利用ください。

# 児童手当を国が新設

## 昭和47年1月1日から支給



お申し込みは福祉事務所へ

現在、三人目の子どもから支給されている児童手当は、東京都が国にさきがけて、昭和四十四年から実施してきたものですが、その制度を全国的な制度としたのが、こんど新設されることになった国の児童手当制度です。

国の制度は、東京都の児童手当制度をもとに支給範囲や対象範囲などをひろげたもので、来年一月から二年間の間に段階的に拡充されることになっています。

**国の児童手当制度**

わが国の社会保障制度のなかでまだ実現していない唯一の制度として、国の児童手当制度は、その早期実現が待たれていたものです。

扶養親族等の数	収入	限度額(所得)
0人	1,368,132円	1,046,000円
1	1,494,505	1,161,000
2	1,620,879	1,276,000
3	1,747,253	1,391,000
4	1,873,626	1,506,000
5	2,000,000	1,621,000

注 1. 収入、限度額は昭和45年の所得による。  
2. 給与所得者の場合は、収入、限度額も同様です。  
3. 給与所得者以外の方は限度額(所得)の方の額です。  
4. 限度額(所得)とは給与所得控除後、必要経費控除額の所得のことです。  
5. この他に一律控除額8万円があります。

▽ **児童手当額**

児童手当の額は、扶養親族が三人以上いる場合、扶養親族が五人の場合は、扶養親族が五人のとき、前年度の所得額が六十二万二〇〇円以内であるときは、児童手当を支給する。所得制限額は、別表のとおりです。

① **改正の主な内容**

支給対象児童の年齢引上げ

十八歳未満(現行十五歳未満)

改正により、所得オーバーである方、義務教育終了された方など新たに受給要件に該当される方は受付事務を十月二十日から予定しています。

② **申請の受付**

くわしいことは、市役所福祉事務所(電話51-1511、内線2411)へ。

### この制度の目的

児童を養育している方に児童手当を支給し、生活の安定をはかり次代の社会にならう児童の健全な育成と、資質の向上をはかることを目的としています。

### 対象となる児童

十八歳未満の児童が三人以上いる場合で、義務教育終了前の第三子以降の児童であること。

④ **所得制限**

児童を養育する本人のみの所得について設けられており、配偶者などの所得の合算について問われていないこと。

⑤ **所得制限**

児童を養育する本人のみの所得額もってて現行の制度の改正が必要となりましたので、児童手当条例の改正条例案を九月の定期市議会で提出して可決されました。

この改正案の基本的な考え方は次の二点です。

① 国の制度の長所を現行制度にとり入れて充実し存続させる。

② 国の制度と現行制度の実施は、児童手当事務の窓口を複雑にして、また混亂が予想されるので、できるだけ、国との制度に合わせて制度上の合理化をはかつたこと。

③ **支払いの方法**

毎月六月(二・三・四・五月分)十月(六・七・八・九月分)二月(十・十一・十二・一月分)の三期に分けて支払います。

④ **受けられる方は**

日本国民であること。

日本国内に住所があること。  
⑤ **支給範囲がひろがる**

現行の児童手当条例は、都と市とが一体となって国に先がけて、児童を含む三人以上の児童を養育すること。

⑥ **支給範囲がひろがる**

現行の児童手当条例は、都と市とが一体となって国に先がけて、児童を含む三人以上の児童を養育すること。

⑦ **支給範囲がひろがる**

現行の児童手当条例は、都と市とが一体となって国に先がけて、児童を含む三人以上の児童を養育すること。

なお、支給の対象となる三人目以後の児童は、段階的に拡大することになっており、最初の年(昭和四十七年一月)と昭和四十八年三月(は、これを五歳未満の児童とし、昭和四十一年四月から昭和四十九年三月まで)は、十歳未満に拡げ、昭和四十九年四月から義務教育終了前の児童となります。

▽ **公務員の特例**

公務員や公共企業体の職員は、

△ **申請の受付場所**

申請受付は、公務員、公共企業体に勤務している方以外は、福生市役所福祉事務所福社係へ。

△ **申請の受付場所**

申請受付は、公務員、公共企業体に勤務している方以外は、福生市役所福祉事務所福社係へ。

# 木はモクセイ 花はツツジ (サツキ) を答申

## II 市の木、市の花選定審議会

す。また入賞者は、来月号広報紙上に発表します。

投票結果  
総数 二〇三

木 モクセイ

トウカエデ  
クヌギ  
一六六

無効  
アジサイ  
四一五

ツツジ (サツキ)  
福寿草  
無効  
一七〇

ツツジ (サツキ)  
五三  
五一

無効  
五  
五

注 無効  
五

無効  
五

無効  
五

花

ツツジ (サツキ)  
福寿草  
アジサイ  
無効  
一七〇

ツツジ (サツキ)  
五三  
五一

無効  
五

無効  
五

無効  
五

無効  
五

無効  
五

無効  
五

結果は、別表のとおりですが、  
審議会では、この結果を参考に答  
申書を作成、市長に提出されました。  
た。正式には、十二月の定期議会  
にかけられ決定される予定です。

なお、モクセイ、ツツジに投票  
した者の中から抽選により、それ  
ぞれ百名の方に苗木をさしあげる  
予定ですが、植樹の時期等の関係  
もありますので、来春三月を予定  
しております。該当者には、引換  
券(ハガキ)を追ってさしあげま

今年の市民プールにおける7月1  
日から9月10日までの72日間の利用  
状況は、つぎのとおりでした。

大人 25,714人  
小人 47,569人

超過使用券利用者(1回2時間以  
上泳いだ人)は、大人 2,228人  
小人 5,133人

市民プールの使用料総額は、約  
207万3000円で、入件費等による離  
持費には450万円かかりました。

また、1日平均の利用者は約1018  
で、特に7月11日には、4831人と今  
年最高の入場者を記録しました。  
来年も大いにご利用ください。

## 昭和46年度版

### わたしの便利帳を

#### 11月初旬に全世帯に配布

#### わたしの便利帳を

帳がこのほど完成しましたので、  
十一月初旬から中旬に市内全世帯  
に配布いたします。

この便利帳は、みなさんのおて  
もとにおいて、折にふれて見て  
いただき、また必要なつどお役に立  
ついていただこうと、市と東京都が  
共同で編集し、発行するもので、  
今年で四年目になりますが、内容  
は、市の部分四十八ページは、例  
年どおり窓口案内や保健衛生、市  
の施設案内などみなさんが日常生活  
で知りたいと便利なことをたよ  
くさん盛り込んであります。また

残りページは、東京都の施設案内  
が中心となっています。

今年で四年目をむかえるわけで  
すが、実際にはあまり利用されて  
いないようです。どうか、今年は  
おくぱりしましたら、すぐ、ひも  
等で目のつくところにつるすなど  
して、どこかに押しこまことに大い  
にご利用ください。

こんなときは人権  
相談のご利用を!

ことは、人間としての権利をす  
ててしまうことになります。自分  
の人権は自分で守りましょう。

市では、毎月第一水曜日の午前  
十時から午後三時まで、市民相談  
室で、人権擁護委員による人権相  
談を開催しておりますので、ご利用  
ください。相談は、無料でむづ  
かしい手続きもいりません。また

秘密は守ります。

もともとおいて、折にふれて見て  
いただき、また必要なつどお役に立  
ついていただこうと、市と東京都が  
共同で編集し、発行するもので、  
今年で四年目になりますが、内容  
は、市の部分四十八ページは、例  
年どおり窓口案内や保健衛生、市  
の施設案内などみなさんが日常生活  
で知りたいと便利なことをたよ  
くさん盛り込んであります。また

残りページは、東京都の施設案内  
が中心となっています。

今年で四年目をむかえるわけで  
すが、実際にはあまり利用されて  
いないようです。どうか、今年は  
おくぱりしましたら、すぐ、ひも  
等で目のつくところにつるすなど  
して、どこかに押しこまことに大い  
にご利用ください。

こんなときは人権  
相談のご利用を!

ことは、人間としての権利をす  
ててしまうことになります。自分  
の人権は自分で守りましょう。

市では、毎月第一水曜日の午前  
十時から午後三時まで、市民相談  
室で、人権擁護委員による人権相  
談を開催しておりますので、ご利用  
ください。相談は、無料でむづ  
かしい手続きもいりません。また

秘密は守ります。

もともとおいて、折にふれて見て  
いただき、また必要なつどお役に立  
ついていただこうと、市と東京都が  
共同で編集し、発行するもので、  
今年で四年目になりますが、内容  
は、市の部分四十八ページは、例  
年どおり窓口案内や保健衛生、市  
の施設案内などみなさんが日常生活  
で知りたいと便利なことをたよ  
くさん盛り込んであります。また

残りページは、東京都の施設案内  
が中心となっています。

今年で四年目をむかえるわけで  
すが、実際にはあまり利用されて  
いないようです。どうか、今年は  
おくぱりしましたら、すぐ、ひも  
等で目のつくところにつるすなど  
して、どこかに押しこまことに大い  
にご利用ください。

## お気軽に 教育相談のご利用を



教育相談をご存知ですか。教育  
相談は、ご相談に応じそれに答える  
ということだけではなく、その  
子の症状等にあわせ、対話や遊び  
を通して適切な治療を行なうもの  
です。子供の精神状態や、適性能  
力を見つけるために、いろいろ検査  
も行ないます。科学的な検査  
ですから、とかく経験だけにたよ  
りがちなお母さん方も大変参考  
になると思います。

福生市の教育相談も六月に開室  
以来毎週火曜日の午後ご相談を受  
けていますが、二三回通ってい  
るうちに元気や明るさをとり戻し  
た児童もおります。

「うちの子はどうも……」と思つ  
たらなるべく早く相談を受けるよ  
うにしてください。なかなか決心  
のつきにくいものですが、こんな  
ときこそ子供の将来を考えて本当  
の勇気を出してください。

お申込みは、教育委員会庶務課庶  
務係、電話51-1511 内線2  
79へ前もって連絡してください。

11月1日～3日

## 市民文化祭

=多数お出かけください=

昭和46年度の市民文化祭が、福生市、市教育委員会市文化連盟の共催でつぎにより開催されます。

みなさんの研究の成果をご覗覧していただけたり、これから参加していただけたためにみなさんお問い合わせください。

46年度の国民健康保険  
料率がきまる

## || 今年の4月から適用 ||

(1) 所得割額……前年の総所得金額の一〇〇分の一・三一  
(2) 資産割額……本年度分として納付すべき固定資産税のうち土地家屋にかかる部分の一〇〇分の三四  
(3) 被保険者均等割額……被保険者一人につき、五六〇円

(4) 世帯平等割額……一世帯につき二、〇二〇円

最近、保険証が正しく使われておりません。医療機関で治療を受けるときは、必ず保険証を窓口に見せてからかってください。また、社会保険に加入し、資格がなくなったとき、あるいは社会保険をやめて保険を得た等の異状がある場合は、必ず十四日以内に届け出てください。資格がなくなつてから保険証を使用した場合に

は、その医療費を返還していただきます。

## 保険証の更新はお早めに

八月一日から保険証がかわってあります。まだ更新のすんでいない方は、至急市役所市民課で更新してください。

くわしいことは、市民課保険係(電話51-1511内線236)へ。



10月29日～31日  
青年のつどいにご参加を



前夜祭  
10月29日(金)午後7時30分  
於一中校庭

講演・討論会  
10月30日(土)午後6時

於福生会館ホール他  
討論テーマは友達関係(分科会に分けて行なう)

友達を語ることを通して現在の生活を見直し生き方を考えよう。

音楽・演劇の夕べ

10月31日(日)午後5時

秋の交通安全運動が十月六日終りましたが、九月までの交通事故の状況についてふれました

秋の行楽シーズン、年

末とこれからも事故の増加が予想されますが、歩行者も運転者も交通事故0を目指して、みんなで十分注意いたしましょう。

成中です。

みなさん(青年のつどい)には、老若男女を問わず参加してください。そして青年達の希望、悩み等をお互いに理解し、交流を深めようではありませんか。

みなさん(青年のつどい)には、お当日配布する青年たちの意見と心を掲載した文集を現在作

於市民会館  
フォーグソング、演劇、吹奏樂、囃子(はやし)、落語、ウエスタン他

※青年たちの自主的なサークルでは、青年間の交流はかろうと毎年一回「青年のつどい」を開催しています。

福生市の青年の中には、地方ある、福生市青年団体連絡協議会

では、青年間の交流はかろうと毎年一回「青年のつどい」を開催しています。

転入者はもちろん、土地の子で

ある人達でも、友達がいなかつたり、孤立したり、寂しい思いをし

たり、また、悩みの相談相手を見つからないでいるといふのが現状ですが、このようなときに、見知らぬ青年同志でも、一緒に歌い、踊り、友人をつくるということ

大切なではないでしょうか。